

第 55 回牛豚等疾病小委員会が出された意見への対応方向の概要

小委員会での意見（まとめ）	対応方向（案）
1. 豚等の飼養衛生管理基準について	
<ul style="list-style-type: none"> ・ CSF のまん延において死体処理の不備が一因となったことも否定できないことから、死体の適切な処理についても規定すべき。 	<p>死体処理は化製場法、廃掃法等で規制されており、項目 1 の関係法規を遵守により受けることとする。なお、運用は飼養衛生管理マニュアルで具体的に農場ごとに規定する。</p>
2. 牛等の飼養衛生管理基準について	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 立地により、いのししや鹿等の野生動物が農場に出没することを言及すべき。又は将来的に柵を設置することを検討すべき。 	<p>防護柵の設置は野生動物の侵入防止に効果はあるものの、牛農場における飼養管理の実態を踏まえ、飼養衛生管理基準に規定し、全ての農場に対し設置を義務づけることはしない。一方、野生動物が出没するような農場においては、口蹄疫の発生時のようにリスクが高まった際に速やかに追加措置等として、防護柵を設置することは困難である可能性があるため、平時から設置する必要がある。このため、項目 3 に飼養衛生管理マニュアルの項目として、「野生動物の衛生管理区域内への侵入防止」を追加することとし、具体的な運用を農場ごとに規定する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 牛農場は豚農場に比べ、踏込消毒の管理が行き届いていないので、畜舎入際の靴の消毒前洗浄や踏込消毒槽の消毒薬の交換を促すため、それらを規定すべき。 	<p>畜舎専用の長靴の消毒前の洗浄や消毒薬の交換は、マニュアルで具体的に農場ごと規定する。</p>

3. 大臣指定地域について	
・対象疾病の考え方は、「伝播力が強く、飼養衛生管理の取り組み強化により、野生動物からの発生リスクをより低減させる必要のある疾病」とすべき。	ご意見を踏まえ、修文する。
・CSFに係る大臣指定地域は、野生いのししからの感染リスクが高い地域として設定している予防的ワクチン接種推奨地域と同じとすべき。	ご意見を踏まえ、修文する。